官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令（外務三）　二
○登録免許税法施行規則の一部を改正する省令（財務八）　二
○相続税法施行規則の一部を改正する省令（同九）　二
○地価税法施行規則の一部を改正する省令（同一〇）　二
○児童生徒急増地域の指定に関する細目を定める省令を廃止する省令（文部科学一四）　二
〔法規的告示〕
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件（文部科学六八）　二
○料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示（国土交通四二八）　二
○その安全管理規程にサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載しなければならない貨物自動車運送事業者を定める告示（同四二九）　二
〔その他告示〕
○令和六年能登半島地震非常災害対策本部を廃止する件（内閣府一四）　三
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務二六）　三
○エルサルバドル共和国における低所得層の若年帰還移民のための職業訓練施設整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際移住機関との間の書簡の交換に関する件（外務一〇八）　三
○カンボジア王国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国におけるメコン地域における国際的な組織犯罪に対する越境協力強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件（同一〇九）　三
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同一一〇）　三
○南太平洋経済交流支援センターの設立に関する協定の有効期間の延長に関する件（同一一一）　三
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境九）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産四六二～四六七）　五
○令和七砂糖年度に係る国内産糖交付金の単価を改定する件（同四六八）　五
○建設業法に基づく登録監理技術者講習実施機関の業務の廃止の届出があった件（国土交通四三〇）　六
○高速自動車国道に関する件（同四三一、四三二）　六
○水先人に免許を与えた件（同四三三）　六
○退職水防団員等報償規程の一部を改正する告示（同四三四）　六
○航空法施行規則第二百三十六条の七十二の地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を指定する件（同四三五）　六
○民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与における本人確認方法に関する要綱を定めた件（最高裁五）　六
〔国会事項〕
内閣　法務省　七
〔人事異動〕
官庁事項　七
〔官庁報告〕
防衛省防災業務計画の修正要旨の公表について（防衛省）　七
中央最低賃金審議会委員の使用者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
除籍が滅失した件（法務省告示配六五）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　二九

省　令

○外務省令第三号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　外務大臣　茂木　敏充

外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令

外務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成十九年外務省令第十五号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○財務省令第八号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第百五十六号の三㈡イの規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　財務大臣　片山さつき

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二中「別表第一第百五十六号の二㈡イ」を「別表第一第百五十六号の三㈡イ」に改める。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省令第九号

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第三項ただし書の規定に基づき、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　財務大臣　片山さつき

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第七項第二号中「である」を「又は公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号（定義）に規定する公益信託である」に改める。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省令第十号

地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）第十七条第二項第一号の規定に基づき、地価税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　財務大臣　片山さつき

地価税法施行規則の一部を改正する省令

地価税法施行規則（平成三年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「及び」を「、第十六条の二の八第三項及び第四項（蓄電池により貯蔵される危険物の屋内貯蔵所の特例）並びに」に改める。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○文部科学省令第十四号

児童生徒急増地域の指定に関する細目を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　文部科学大臣　松本　洋平

児童生徒急増地域の指定に関する細目を定める省令を廃止する省令

児童生徒急増地域の指定に関する細目を定める省令（昭和四十八年文部省令第十五号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○文部科学省告示第六十八号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　文部科学大臣　松本　洋平

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	六、二六〇円	一四、五九七円
二十五歳以上三十歳未満	六、八七四円	一六、一九一円
三十歳以上三十五歳未満	七、一五七円	一九、六一〇円
三十五歳以上四十歳未満	七、五三四円	二二、四九九円
四十歳以上四十五歳未満	七、六九七円	二四、〇八四円
四十五歳以上五十歳未満	八、〇〇七円	二六、二三八円
五十歳以上五十五歳未満	七、八二一円	二六、八六八円
五十五歳以上六十歳未満	七、五三六円	二七、九四九円
六十歳以上六十五歳未満	六、四五〇円	二三、二三七円
六十五歳以上七十歳未満	四、四〇〇円	一七、七五五円
七十歳以上	四、四〇〇円	一四、五九七円

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。

○国土交通省告示第四百二十八号

道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）第十一条の規定に基づき、料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　国土交通大臣　金子　恭之

料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示

料金を徴収しない車両を定める告示（平成十七年国土交通省告示第千六十五号）の一部を次のように改正する。

第八号及び第九号中「令和八年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第四百二十九号

内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令（令和七年国土交通省令第百二十号）の施行に伴い、及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第二条の五第二項の規定に基づき、その安全管理規程にサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載しなければならない貨物自動車運送事業者を定める告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

その安全管理規程にサイバーセキュリティの確保に関する事項を記載しなければならない貨物自動車運送事業者を定める告示

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第二条の五第二項の国土交通大臣が定める者は、次の表に掲げる者とする。

氏名又は名称	法人番号
佐川急便株式会社	八一三〇〇〇一〇〇〇〇五三
西濃運輸株式会社	七二〇〇〇〇一〇一五七五五
日本通運株式会社	四〇一〇四〇一〇二二八六〇
福山通運株式会社	一二四〇〇〇一〇三二七三六
ヤマト運輸株式会社	一〇一〇〇〇一〇九二六〇五

備考　この表において「法人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。

附　則

この告示は、内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

その他告示

○内閣府告示第十四号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項の規定に基づき設置した令和六年能登半島地震非常災害対策本部は、令和八年三月三十一日をもって廃止したので、同条第二項において準用する同法第二十三条の三第二項の規定により告示する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

○法務省告示第二十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年三月三十一日

法務大臣　平口　洋

横浜地方法務局所属　河田　泰常

岡山地方法務局所属　井上　一成

○外務省告示第百八号

令和八年三月四日にアンティグオ・クスカトランで、エルサルバドル共和国における低所得層の若年帰還移民のための職業訓練施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　低所得層の若年帰還移民のための職業訓練施設整備計画

2　贈与額　四億四千二百万円

3　署名者

日　本　側　佐野豪俊在エルサルバドル大使

国際移住機関側　アナ・メデイロス在エルサルバドル事務所長

令和八年三月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百九号

令和八年二月十六日にバンコクで、カンボジア王国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国におけるメコン地域における国際的な組織犯罪に対する越境協力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　メコン地域における国際的な組織犯罪に対する越境協力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億千六百万円

3　署名者

日　本　側　大鷹正人在タイ大使

国際連合側　デルフィン・シャンツ国際連合薬物犯罪事務所東南アジア・太平洋地域代表

令和八年三月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百十号

令和八年二月十九日にダカールで、円借款の供与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の平成二十八年十一月十五日付けの交換公文に従ってセネガル共和国政府に供与されることになったマメル海水淡水化計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がセネガル共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十一年二月二十八日まで延長される旨の口上書の交換が、セネガル共和国政府との間に行われた。

令和八年三月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百十一号

平成八年九月五日にマーシャル諸島共和国のマジュロで作成された「南太平洋経済交流支援センターの設立に関する協定」の有効期間は、その第十条の規定に従い、令和九年三月三十一日まで延長された。

（令和八年三月二十日付け南太平洋経済交流支援センター理事会代表兼太平洋諸島フォーラム事務局長書簡）

令和八年三月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第九号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第六項の規定に基づき、令和八年四月一日付けをもって、令和八年度における主務大臣が指定する施設を次のように指定したので、告示する。

令和八年三月三十一日

財務大臣　片山さつき

厚生労働大臣　上野賢一郎

農林水産大臣　鈴木　憲和

経済産業大臣　赤澤　亮正

環境大臣　石原　宏高

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省環境再生・資源循環局資源循環課容器包装・プラスチック資源循環室、経済産業省イノベーション・環境局資源循環経済課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課及び農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室に備え置いて縦覧に供するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。）

○農林水産省告示第四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市四倉町玉山字菖蒲平二六の一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県いわき市四倉町中島字七ムジレ一、四倉町八茎字片倉一三八の四、一三八の一〇、一三八の一二、一三八の一四、一三八の一五、一三八の一八から一三八の二一まで、一三八の二三、一三八の二四、一三八の三〇、一三九の七、字上手七二、七五の七、字簇落七四、七五の一、七五の二、七六の一、七六

の二、七七の一、七七の二、七八の一、七八の二、七九の一、一三七の一、一三八の二、一三九の一から一三九の三まで、一三九の五、一三九の六、一三九の八から一三九の四六まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　所　福島県いわき市四倉町字田戸前二八八の一七、三一三、三一七の三、四倉町上柳生字中山一九九、二〇四の三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県耶麻郡北塩原村大字大塩字松手六七四五の四、字唐沢六七四八の一七、字焼峰紫蕨沢七五二九の四、字高曽根八五二八の三、字薮山八五三一の二、字平喰八六五六、八六五七、字太田五九五九の三、大字北山字桂沢二二八六の一から二二八六の三まで、二二八六の五、二二八六の六、二二八六の一四から二二八六の二三まで、二二八七から二三〇四まで、二三〇〇のイ、二三〇四のイ、二三〇五の一、二三〇五のロ、二三〇六から二三〇九まで、二三一〇の一、二三一〇の二、二三一六の一、二三一六のイ、二三一七から二三一九まで、二三二二、字薬師二三二九の一、二三二九の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字焼峰紫蕨沢七五二九の四、字高曽根八五二八の三、字薮山八五三一の二、字平喰八六五六、八六五七、字太田五九五九の三、字桂沢二三〇二から二三〇四まで、二三〇四のイ、二三〇五の口、二三一六の一、二三一六のイ、二三一七、二三一八、字薬師二三二九の一、二三二九の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び北塩原村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町福米沢字向山一六一二の一、一六一二の四から一六一二の一一まで、一六一三の一から一六一三の五まで、金井沢字帯沢入一三五四の二、一三五四の三、一三五四の一三、一三五四の一四、長野字板沢山三二一二の一五、高野字大形平山二八一八の四九から二八一八の六六まで、二八一九の八から二八一九の二一まで、田島字寺山甲三一七〇の一

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　所　福島県南会津郡南会津町永田字下沼二七九〇の二、字品木沢二七八二の一、二七八二の二、糸沢字宮ノ後三四二三から三四二六まで、三四二七の一、三四二七の二、三四二八の一、三四二八の二、三四二九、三四三〇、三四三一の一、三四三二から三四三七まで、三四三九から三四七八まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛媛県東温市河之内字六右衛地藏乙一三五七の一、乙一三五七の二、字カレキガ采乙一三五八の一、乙一三五八の一〇

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県築上郡上毛町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、築上郡上毛町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県うきは市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

○農林水産省告示第四百六十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十二条第四項において準用する同法第二十条第四項の規定に基づき、令和七砂糖年度に係る国内産糖交付金の単価を次のように改定したので、告示し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　てん菜を原料として製造される国内産糖
正味一、〇〇〇キログラムにつき　一八、八七〇円
二　さとうきびを原料として製造される国内産糖
(一)　鹿児島県
1　種子島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき　四〇、九九三円
2　奄美大島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき　七三、四八九円
3　喜界島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき　四二、六三一円
4　徳之島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき　三七、五一二円
5　沖永良部島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき　三八、九六九円
6　与論島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき　七九、九九四円
(二)　沖縄県
1　沖縄本島において製造されるもの（2に掲げるものを除く。）
正味一、〇〇〇キログラムにつき　三九、六三〇円
2　沖縄本島において製造されるもの（沖縄本島において販売されるものに限る。）
正味一、〇〇〇キログラムにつき　三〇、三八〇円
3　伊是名島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき　八七、八二七円
4　久米島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき　六九、二一六円
5　南大東島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき　六五、九七八円
6　北大東島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき　一一九、八二五円
7　宮古島及び伊良部島において製造されるもの（8に掲げるものを除く。）
正味一、〇〇〇キログラムにつき　四六、〇八四円
8　宮古島（沖縄県宮古島市下地に限る。）において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき　三八、八〇一円
9　石垣島において製造されるもの
正味一、〇〇〇キログラムにつき　五三、六九五円

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福岡県うきは市（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百三十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条の十三の規定により、登録講習業務の全部の廃止の届出があったので、同法第二十六条の二十三第三号の規定により、公示する。

令和八年三月三十一日　国土交通大臣　金子　恭之

登録番号　7
氏名又は名称　株式会社総合資格
法人である場合の代表者の氏名　佐藤　拓也
廃止する登録講習業務の範囲　講習の全部
廃止する年月日　令和八年三月三十一日
廃止する理由　株式会社総合資格で行っていた業務を株式会社総合資格学院法定講習センターへ移管するため。

○国土交通省告示第四百三十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　国土交通大臣　金子　恭之

路線名　供用開始の区間　常磐自動車道　つくば市梶内字ゴアンノウ六一三番五から同市梶内字ゴアンノウ六一七番三まで　供用開始の期日　令和八年三月三十一日十時

○国土交通省告示第四百三十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日　国土交通大臣　金子　恭之

路線名　供用開始の区間　第一東海自動車道　静岡市清水区蒲原中字東峠七〇八番　供用開始の期日　令和八年四月一日〇時

○国土交通省告示第四百三十三号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日　国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇〇一五七号	中森　健文	三重県	令和八年三月十二日	大阪湾水先区
第二〇〇一五八号	石橋　卓久	福岡県	令和八年三月十二日	内海水先区
第二〇〇一五九号	井上　夏帆	兵庫県	令和八年三月十二日	内海水先区

○国土交通省告示第四百三十四号

昭和三十八年建設省告示第百六十二号（退職水防団員等報償規程）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

第六条中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

○国土交通省告示第四百三十五号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三十六条の七十二の規定に基づき、地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域を次のように定め、令和八年七月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

航空法施行規則第二百三十六条の七十二の地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通大臣が告示で定める区域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の工業専用地域内の区域とする。

○最高裁判所告示第五号

民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与における本人確認方法に関する要綱を次のように定めたので、告示する。

令和八年三月三十一日

最高裁判所

民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与における本人確認方法に関する要綱

民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則第一条第一項第五号に規定する最高裁判所が定める事項、同条第二項に規定する最高裁判所が定める方法及び同規則第二条第一項に規定する最高裁判所が定める者を定める件（令和八年最高裁判所告示第一号）第二条に規定する最高裁判所が適当と認める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　弁護士等（民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則（令和六年最高裁判所規則第十五号。以下「規則」という。）第二条第一項に規定する弁護士等（弁理士を除く。）をいう。以下同じ。）がその業務として規則第一条第一項の規定による届出を行う場合　その所属する弁護士会又は司法書士会の発行する身分証明書、印鑑証明書その他の当該届出を行う者が弁護士等であることを証明する書面（当該届出の日に有効なものに限る。）の画像情報を当該届出を行う者の使用に係る電子計算機から送信する方法

二　国若しくは地方公共団体（以下「国等」という。）の代表者、国等の機関（当該機関が合議制の機関である場合にあっては、当該機関の代表者）又は民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十二条の十一第一項第二号若しくは第三号に掲げる者が規則第一条第一項の規定による届出を行う場合　当該届出を行う者が所属する官公署をして当該届出を行う者の氏名及び電子メールアドレス（同項第三号に規定する電子メールアドレスをいう。）を裁判所に提供させる方法

国会事項

衆議院

議案提出

三月二十七日議員から提出した議案は次のとおりである。

障害者及びその家族に対する福祉、教育等に係る支援に関する施策の総合的な推進に関する法律案（森ようすけ外二名提出）

又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。

令和八年度一般会計暫定予算

令和八年度特別会計暫定予算

令和八年度政府関係機関暫定予算

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

下水道法等の一部を改正する法律案

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案

質問書提出

三月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政治資金規正法に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

答弁書受領

三月二十七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員早稲田ゆき提出在日米軍基地従業員の給与支払日に関する質問に対する答弁書

報告書受領

三月二十七日内閣から次の報告書を受領した。

地方財政法第三十条の二第一項の規定に基づく地方財政の状況報告書

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第三十六条の規定に基づく令和七年における通信傍受等に関する報告

アルコール健康障害対策基本法第十二条第六項の規定に基づくアルコール健康障害対策推進基本計画の変更の報告

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第二項の規定に基づく令和七年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告

又同日内閣を経由して国土交通大臣金子恭之から、次の報告書を受領した。

観光立国推進基本法第十条第五項において準用する同条第四項の規定に基づく観光立国推進基本計画の変更の報告

弔詞

かつて永年在職議員として表彰された元議員谷畑孝君が七年十二月二十三日死去されたので、三月二十七日、本院は次の弔詞を贈った。

衆議院は　多年憲政のために尽力し　特に院議をもってその功労を表彰され　さきに経済産業委員長　決算行政監視委員長　海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長の要職にあたられた従三位旭日大綬章　谷畑孝君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

会議

三月三十日（月曜日）　午後零時三十分　本会議

参議院

会議

三月三十日（月曜日）　午後四時三十分　本会議

議案提出

三月二十七日議員から次の議案が提出された。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（伊藤孝恵外一名発議）（参第二号）

所得税法の一部を改正する法律案（伊藤孝恵外一名発議）（参第三号）

地方税法の一部を改正する法律案（伊藤孝恵外一名発議）（参第四号）

また、同日内閣から次の議案が提出された。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第四〇号）

議案受領（予備審査）

三月二十七日内閣から次の議案が送付された。

令和八年度一般会計暫定予算（閣予第四号）

令和八年度特別会計暫定予算（閣予第五号）

令和八年度政府関係機関暫定予算（閣予第六号）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第三七号）

下水道法等の一部を改正する法律案（閣法第三八号）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

議案付託（予備審査）

三月二十七日議長は、次の内閣送付案を委員会に付託した。

令和八年度一般会計暫定予算（閣予第四号）

令和八年度特別会計暫定予算（閣予第五号）

令和八年度政府関係機関暫定予算（閣予第六号）

予算委員会に付託

答弁書受領

三月二十七日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員伊勢崎賢治提出集団殺害犯罪の防止及び処罰に関する条約の批准等に関する質問に対する答弁書（第一七号）

参議院議員石垣のりこ提出陸上自衛隊健軍駐屯地におけるミサイル配備及び保安距離の確保に関する質問に対する答弁書（第一八号）

報告書受領

三月二十七日内閣から、地方財政法第三十条の二第一項の規定に基づく「地方財政の状況」の報告を受領した。

また、同日内閣から、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第三十六条の規定に基づく令和七年における通信傍受等に関する報告を受領した。

また、同日内閣から、アルコール健康障害対策基本法第十二条第六項の規定に基づくアルコール健康障害対策推進基本計画の変更の報告を受領した。

また、同日内閣を経由して国土交通大臣から、観光立国推進基本法第十条第五項において準用する同条第四項の規定に基づく観光立国推進基本計画の変更の報告を受領した。

また、同日内閣から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十四条第一項において防衛省の職員の人事交流について準用する同法第二十三条第二項の規定に基づく令和七年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告を受領した。

人事異動

内閣

（千葉地方裁判所判事）判事　永谷　典雄
簡易裁判所判事に兼ねて任命する
（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　東　亜由美
（同）同　手嶋あさみ
兼官を免ずる（各通）（以上三月二十七日）

法務省

難民審査参与員に任命する（各通）（三月二十六日）
夏目　大造　牛草　哲朗
（広島地方検察庁特別刑事部長）
検事　佐野　嘉信
東京高等検察庁検事に配置換する
（水戸地方検察庁検事）同　寺下　征司
東京地方検察庁検事に配置換する
（横浜地方検察庁検事）同　松川　將也
（広島地方検察庁検事）同　大川　良
大阪地方検察庁検事に配置換する（各通）（以上三月二十七日）

官庁報告

官庁事項

防衛省防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、防衛省防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和８年３月31日　防衛大臣　小泉進次郎

防衛省防災業務計画の修正について

一　修正の目的
自衛隊の災害派遣に関する自治体等との調整状況を踏まえ、防衛省防災業務計画の修正を行った。

二　修正年月日
令和８年３月23日

三　修正の要旨
自衛隊の災害派遣の判断基準に係る記載を本計画内に明記するほか、所要の修正等を行った。

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００８号

横浜市神奈川区新子安１丁目32番５号

清算株式会社　ＳＫ興産株式会社

１　決定年月日　令和８年３月18日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１４号

静岡県藤枝市高柳1627番地の１

清算株式会社　株式会社エムテック

１　決定年月日　令和８年３月19日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第４号

滋賀県守山市守山４丁目13番７号

清算株式会社　株式会社メディケア

１　決定年月日　令和８年３月18日

２　主文　本件特別清算手続を終結する。

大津地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２１００号

東京都千代田区丸の内１丁目９番２号

清算株式会社　株式会社浮田

代表清算人　西川　良和

１　決定年月日　令和８年３月18日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　協定の対象となる債権

本協定の対象となる債権は、株式会社浮田（以下「清算株式会社」という）に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除く債権（以下「協定債権」という）とする。

２　利息・遅延損害金の免除

協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

３　弁済の方法及び端数の処理

⑴　弁済の方法

協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。

⑵　弁済における端数の処理

協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。

第２　協定債権の弁済及び放棄

１　協定債権の弁済

清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。

２　協定債権の放棄

各協定債権者は、上記１の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。

３　追加弁済

上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記２による放棄の効力は失われるものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月三十一日

東京都港区南青山三丁目三―三リビエラ南青山ビルＡ館四Ｆ

（甲）エムキャピタル株式会社

代表取締役　森田　学

東京都港区南青山三丁目三―三リビエラ南青山ビルＡ館四Ｆ

（乙）株式会社クレオス

代表取締役　浅田　泰平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月三十一日

東京都港区南青山三丁目三―三リビエラ南青山ビルＡ館四Ｆ

（甲）エムキャピタル株式会社

代表取締役　森田　学

東京都港区南青山三丁目三―三リビエラ南青山ビルＡ館四〇四

（乙）株式会社Ｍｅｍｅ　Ｊａｐａｎ

代表取締役　北尾　晴喜

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月六日

掲載頁　三十一頁（号外第二号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十五日

掲載頁　一四九頁（号外第二八四号）

令和八年三月三十一日

東京都墨田区太平四丁目五番一五号

（甲）富安株式会社

代表取締役　川合　正明

静岡県浜松市中央区細島町六番地の六カワ清林京ビル三〇六

（乙）西武金属株式会社

代表取締役　江口　勲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することといたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月三十一日

掲載頁　二〇五頁（号外第一七五号）

令和八年三月三十一日

東京都港区海岸一丁目七番一号

（甲）ソフトバンクグループオーバーシーズ合同会社

代表社員　ソフトバンクグループ株式会社

職務執行者　後藤　芳光

東京都港区海岸一丁目七番一号

（乙）株式会社ローズ

代表取締役　三村　一平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　三頁

令和八年三月三十一日

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

（甲）ブンジ合同会社

代表社員　一般社団法人ブンジ

職務執行者　河原　正幸

東京都品川区上大崎三丁目一番一号目黒セントラルスクエア一五階

（乙）株式会社恒亮社

代表取締役　大崎　章司

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＢｉｔＳｔａｒ（乙、住所東京都渋谷区渋谷二丁目二二番三号）のアパレル事業及びクリエイターＭＤ事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年五月一日であり、当社の取締役会の承認決議は令和八年三月十八日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月四日

掲載頁　九十頁（号外第四十四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月四日

掲載頁　九十三頁（号外第四十四号）

令和八年三月三十一日

東京都渋谷区渋谷二丁目二二番三号

株式会社Ｆｕｎ

代表取締役　大川　浩司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の青森県八戸市大字大久保字大塚一七番三五他における太陽光発電事業、栃木県栃木市西方町本城字二反田一五九四番一他における太陽光発電事業、栃木県芳賀郡芳賀町大字下高根沢字猿久保四五三四番一他における太陽光発電事業及び長野県小諸市大字滋野甲字観音平一五六五他における太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十一日

東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内

（甲）ブルーインフラ２７号合同会社

代表社員　ブルーインフラホールディングス２７号一般社団法人

職務執行者　小口　裕太

東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内

（乙）ソーラーマイル合同会社

代表社員　ソーラーマイルホールディングス一般社団法人

職務執行者　岡田　育大

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社矢島（住所千葉県市川市押切四番八号）に対して当社の不動産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和八年三月二十六日

掲載頁　二十一頁

令和八年三月三十一日

千葉県市川市広尾一丁目三番二号

矢島建商株式会社

代表取締役　矢島　幸子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十一日

山形県南陽市赤湯三九一番地の四

佳豊合同会社

代表社員　王　海霞

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は征茄主株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十一日

埼玉県上尾市大字瓦葺一四九一番地一六

征茄主合同会社

代表社員　佐藤　美夏

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十一日

東京都葛飾区お花茶屋二丁目五番二一号

ユカハン合同会社

代表社員　范　凱翔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十一日

東京都中央区銀座六丁目六番一号銀座風月堂ビル五Ｆ

ポラリス合同会社

代表社員　池　一成

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十一日

神奈川県横浜市神奈川区金港町五番地一四

クアドリフォリオ八階　合同会社ライフ

代表社員　勝呂　翔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十一日

石川県白山市山島台三丁目八七番地

合同会社Ｆｅｌｉｘ　ｏｒｉｓ

代表社員　中山　有花

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月七日であり、組織変更後の商号は株式会社プラスペリティとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十一日

大阪市天王寺区茶臼山町四番二号

合同会社プラスペリティ

代表社員　瀬部　修司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十一日

福岡市中央区高砂一丁目三番一三号高砂ビル二Ｆ

合同会社光吉学園

代表社員　光吉　進

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十一日

福岡市西区愛宕浜二丁目一番一五―九〇二号

プライマ・トレードジャパン合同会社

代表社員　山田　良太

効力発生日変更公告

左記会社は、令和八年四月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年五月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年三月三十一日

千葉県市原市五井五九四五番地の一

(甲)陽品運輸倉庫株式会社

代表取締役　高松　克行

埼玉県大里郡寄居町用土五九二〇番地一

(乙)ペトロサポート株式会社

代表取締役　高松　克行

千葉県袖ケ浦市南袖六五番地一

(丙)陽品運輸商事株式会社

代表取締役　高松　克行

千葉県市原市五井五九四五番地の一

(丁)野田エルピーガス物流株式会社

代表取締役　高松　克行

効力発生日変更公告

当社は、令和八年四月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年六月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年三月三十一日

東京都文京区本郷二丁目一四番一五号

株式会社イチカワテクノファブリクス

代表取締役　岡田　秀之

効力発生日変更公告

当社は、令和八年四月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年九月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年三月三十一日

神奈川県川崎市高津区諏訪一―一三―二廣佐ビル　株式会社ＳＢＦコーポレーション

代表取締役　濵田　和人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億八百十二万八千九十五円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月三十一日

岩手県花巻市椚ノ目第二地割三二番地一

株式会社ＪＮグループ

代表取締役社長　石原　直樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月三十一日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

難波黒門合同会社

代表社員　クロモン・ピーティーイー・リミテッド

職務執行者　林　令史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千八百三十九万二百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月三十一日

東京都江東区木場二丁目一七番一六号

株式会社ＡｌｂａＬｉｎｋ

代表取締役　河田　憲二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二千万円減少し金一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月二十三日

掲載頁　五十一頁（号外第六十二号）

令和八年三月三十一日

東京都渋谷区広尾一丁目一番三九号プライムスクエアタワー一二Ｆ

株式会社ヘルスベイシス

代表取締役　奥秋　敦史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年三月三十一日

川崎市幸区鹿島田一丁目一番五―四三一二号

有限会社シャトーセキシ

代表取締役　鈴木　教夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月一日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　信濃毎日新聞

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　二十七頁

令和八年三月三十一日

長野県松本市村井町北二丁目一五番八号

株式会社ライフホーム

代表取締役　塚田　和雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一千二百十万七千五百二十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月二十七日

掲載頁　五十四頁（号外第二三八号）

令和八年三月三十一日

島根県浜田市浅井町一五〇八番地五

株式会社浜昭

代表取締役　飯盛　勝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十二億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年三月三十一日

福岡市中央区天神一丁目一五番三五号

株式会社ＱＰＳ研究所

代表取締役社長ＣＥＯ　大西　俊輔

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年三月二十七日とする当社を完全親会社、株式会社サザンモール六甲を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）により増加した資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十九日

掲載頁　一三〇頁（号外第一九六号）

令和八年三月三十一日

神戸市灘区新在家南町一丁目二番一号

小泉製麻株式会社

代表取締役　小泉　康史

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千五百二十六万八千七百二十円、資本準備金の額を十二億六千四百七十八万九千九百五十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月三十一日

掲載頁　三頁

令和八年三月三十一日

東京都中央区日本橋本町四丁目八番一六号

Ｔｈｉｎｋｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　瀧澤　暁

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七千百万円、資本準備金の額を四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月九日

掲載頁　六十頁（号外第二二六号）

令和八年三月三十一日

東京都港区六本木四―八―七　株式会社Ｈ

代表取締役　林　亮　治

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月三十一日

東京都千代田区大手町一丁目五番四号

安田工業株式会社

代表取締役　荒木　信仁

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月三十一日

福岡市早良区百道浜四丁目三一番一〇―一五〇七号

三雅株式会社

代表取締役　中間麻里子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億三千百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0017/index.html

令和八年三月三十一日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

特定目的会社Ｓｈａｒｍａ

取締役　長尾　誠

訂正公告

令和八年二月十二日（号外第三十号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、⑤の住所「東京都町田市原町田４―20―３」とあるは「東京都町田市原町田４―20―３日産パレスデージ町田102」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月三十一日

東京都世田谷区成城二―三八―三

株式会社ファイン

代表取締役　付　婷

訂正公告

令和八年三月十九日（号外第六十号）掲載の第二十七期決算公告（枠組）中、流動資産の金額「670,759」とあるは「658,384」、固定資産の金額「291,439」とあるは「303,814」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年三月三十一日

長崎市滑石四丁目六番三三号

長崎バス観光株式会社

代表取締役　脇山　信人

取消公告

令和八年二月十三日掲載の左記会社に係る合併公告を取消します。

令和八年三月三十一日

川崎市幸区堀川町五八〇番地

ソリッドスクエア西館八階

（甲）大同油脂株式会社

代表取締役　小宮　健一

横浜市神奈川区子安通三丁目三九七番地

（乙）横浜石油企業株式会社

代表取締役　齋藤　正典

正　誤

令和八年三月三十日目次及び本文において、外務省告示第百四号から第百六号は、外務省告示第百五号から第百七号となった。